

令和元年度第2回 かわさき犬・猫愛護ボランティア会議

日 時 令和元年12月25日(水)
14時30分～16時30分
場 所 川崎市動物愛護センター
ANIMAMALLかわさき
3階ヒルズ研修室

1 挨拶

2 議題

- (1) 改正動物の愛護及び管理に関する法律等について
- (2) かわさき犬・猫愛護ボランティアの登録状況について
- (3) ANIMAMALLかわさきの利用状況等について
- (4) 事務連絡

3 区ごとの情報交換等

令和元年12月25日

第2回かわさき犬・猫愛護ボランティア会議

動物の愛護及び管理に関する法律の
改正について

川崎市役所健康福祉局保健所生活衛生課

動物の愛護及び管理に関する法律 (動物愛護管理法)

昭和48年 動物の保護及び管理に関する法律



平成11年 動物の愛護及び管理に関する法律



平成17年 改正 (動物取扱業の登録制)

平成24年 改正 (犬猫等販売業)
(日齢規制)

令和元年6月19日 改正

法律 - 政令 - 省令 (- 告示)
条例 - 施行規則

1

2

2019年改正!

動物の愛護及び管理に関する法律の主な改正内容

1. 動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化

2. 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等

- ①登録拒否事由の追加
- ②環境省令で定める遵守基準を具体的に明示
遵守基準：飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等
- ③犬・猫の販売場所を事業所に限定
- ④出生後56日(8週)を経過しない犬又は猫の販売等を制限

3. 動物の適正飼養のための規制の強化

- ①適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
- ②都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等を規定
- ③特定動物(危険動物)に関する規制の強化
・愛玩目的での飼養等を禁止・特定動物同士の交雑種を規制対象に追加
- ④動物虐待に対する罰則の引き上げ

4. 都道府県等の措置等の拡充

- ①動物愛護管理センターの業務を規定
- ②動物愛護管理担当職員の拡充
- ③所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合を規定

5. マイクロチップの装着等

- ①犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付ける(義務対象者以外には努力義務を課す)
- ②登録を受けた犬猫を所有した者に変更届出を義務付ける

6. その他

- ①殺処分の方法に係る国際的動向の考慮
- ②獣医師による虐待の通報の義務化
- ③関係機関の連携の強化
- ④地方公共団体に対する財政措置
- ⑤施行後5年を目途に必要な措置を講ずる検討

全65条→全99条

3

2019年改正!

附則第1条

施行日(附則第1条)

○公布から1年以内(令和2年6月1日施行)

下記以外の改正事項全般

○公布から2年以内(令和3年6月予定)

環境省令等で定める動物取扱業者の遵守基準
出生後56日を経過しない犬・猫の販売規制
※いわゆる8週齢規制

○公布から3年以内(令和4年6月予定)

マイクロチップの装着・登録義務等、マイクロチップ
関連の規定

※施行日：法律の効力が発動される日

4

第一種動物取扱業者の登録

第10条抜粋

- 動物（哺乳類、鳥類又は爬（は）虫類）の取扱業を営もうとする者は、登録を受けなければならない。

業種

販売（取次ぎ・代理）・保管・貸出し・訓練・展示・競りあっせん・譲受飼養

※動物取扱業

- ・第一種動物取扱業：営利性あり（有償・無償に関係なく、事業者の営利目的であること）
- ・第二種動物取扱業：営利性なし

※犬猫等販売業者：第1種動物取扱業のうち犬猫の販売をする業者

5

第一種動物取扱業者の登録

川崎市の状況

- ・施設：435施設（平成31年4月1日時点）
- ・業種（過去5年間）

種別	H26	H27	H28	H29	H30
販売	131	129	134	135	132
保管	263	274	293	295	310
貸出し	10	9	10	10	9
訓練	71	76	80	83	86
展示	13	13	12	12	12
競りあっせん	0	0	0	0	0
譲受飼養	0	0	0	0	0

6

2019年改正！

第21条第2項

第1種動物取扱業による適正飼養等の促進等
環境省令で定める遵守基準を具体的に明示

遵守すべき事項として7項目を規定（第21条第2項：新規）

- ①飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
- ②動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項
- ③動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
- ④動物の疾病等に係る措置に関する事項
- ⑤動物の展示又は輸送の方法に関する事項
- ⑥動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖方法に関する事項
- ⑦その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

犬猫の場合

これらの基準は、できる限り具体的なものでなければならない（同条第3項）

今後の検討会で検討

7

2019年改正！

第12条第1項

第1種動物取扱業による適正飼養等の促進等
登録拒否事由の追加

◎拒否期間の延長、関連違反法令の追加

（現行）第12条第1項

- 第3号
・登録の取消処分があった日から2年を経過しない者
- 第4号
・登録を取り消された法人の役員であった者で、取消後から2年を経過しない者
- 第6号
・各関係法令で罰金以上の刑に処され、その執行後2年を経過しない者



（改正後）第12条第1項

- 第3号
・登録の取消処分があった日から5年を経過しない者
- 第4号
・登録を取り消された法人の役員であった者で、取消後から5年を経過しない者
- 第6号
・各関係法令（対象行為を拡大*）で罰金以上の刑に処され、その執行後5年を経過しない者
* 外国為替及び外国貿易法による罰金以上の刑等
- 第8号
・法人であって、その役員又は環境省令で定める使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

8

2019年改正!

第1種動物取扱業による適正飼養等の促進等

○犬・猫等の販売場所を事業所に限定 **第21条の4**

第1種動物取扱業者は、動物を購入しようとする者に対し、その事業所において、販売に係る状態を直接見せ、説明を行う。
(第21条の4)

販売事業所外での対面説明等の禁止

○勧告に従わない事業者の公表 **第23条第3項**

都道府県知事は、勧告を受けた者が期限内に従わなかったときは、その旨を公表することができる

○第1種動物取扱業の登録取消後の勧告 **第24条の2**

都道府県知事は、取消後2年間、勧告、命令、報告徴収、立入検査が可能

2019年改正!

第21条の5

第1種動物取扱業による適正飼養等の促進等

○動物に関する帳簿の備付け等

第一種動物取扱業者のうち動物の販売、貸出し、展示その他政令で定める取扱いを業として営む者(動物販売業者等)は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、その所有し又は占有する動物について、その所有し、若しくは占有した日、その販売若しくは引渡しをした日又は死亡した日その他の環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

↓定期報告

- 2 動物販売業者等は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 一 当該期間が開始した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数
 - 二 当該期間中に新たに所有し、又は占有した動物の種類ごとの数
 - 三 当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた動物の当該事実の区分ごと及び種類ごとの数
 - 四 当該期間が終了した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数
 - 五 その他環境省令で定める事項

(別添1) 動物に関する帳簿の備付け等の義務範囲

対象動物	第一種動物取扱業の形態	該当する業者の例
犬・猫	販売	◇ペットショップ ◇繁殖業者
犬・猫以外の動物 (哺乳類、鳥類、爬虫類) ※畜産農業・試験研究用等を除く。	販売	同上
	貸出し	◇ペットレンタル業者 ◇映画等のタレント・撮影モデル
	展示	◇動物園 ◇水族館 ◇動物サーカス ◇動物ふれあいパーク
	政令で定める取扱い 【譲受飼養業】	◇高齢の犬・猫などを世話する 「老犬・老猫ホーム」
●網掛け 現行制度での義務範囲 ●赤枠 改正後の義務範囲 ●黄色セル 本政令での措置事項	保管	◇ペットホテル ◇ペットシッター
	訓練	◇動物の訓練・調教業者 ◇出張訓練業者
	競りあわせ業	◇動物オークション市場

2019年改正!

第24条の4 第2項

第二種動物取扱業者における準用規定
—動物の帳簿の備付け等

犬猫等の譲渡しを行う第二種動物取扱業者については、第21条の5第1項の規定を準用する。

第1種動物取扱業による適正飼養等の促進等

○動物取扱責任者

第一種動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、**十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者のうちから**、動物取扱責任者を選任しなければならない。

《現行法省令 第3条第1項第5号》

半年以上の実務経験 or 教育機関の卒業 or 資格

幼齢の犬猫の販売等の制限（販売日齢の規制）

平成24年改正

●本則●

(幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限)
第二十二條の五 犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）は、その繁殖を行った犬又は猫であつて**出生後56日を経過しないもの**について、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。

●附則●（経過措置）

- 改正法施行後3年間（H25.9.1～H28.8.31） 45日
- H28.9.1～「別に法律で定める日」まで 49日

今回改正

天然記念物指定犬の特例措置

← 当該附則を削除
(本則の56日齢が適用)

●原始附則●

(指定犬に係る特例)
2 専ら**文化財保護法**（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により天然記念物として指定された犬（以下この項において「指定犬」という。）の繁殖を行う第22条の5に規定する**犬猫等販売業者**（以下この項において「指定犬繁殖販売業者」という。）が、**犬猫等販売業者以外の者に指定犬を販売する場合**における当該指定犬繁殖販売業者に対する**同条の規定の適用については**、同条中「56日」とあるのは、「49日」とする。
(施行日) 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

指定犬：秋田犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬、北海道犬、四国犬

マイクロチップの装着等の義務化

①犬猫等販売業者へのマイクロチップの装着、情報登録の義務化

※犬猫販売業者以外については、装着は努力規定

②MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録の義務化

③狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例（ワンストップサービス化）

○MC装着に伴う犬の情報登録時には、市町村長に通知

○装着されたMCは、狂犬病予防法上の鑑札とみなす

(第39条の7)

④都道府県等による所有者への指導・助言（努力義務）

⑤環境大臣による指定登録機関の指定

○大臣が指定する者に、登録等の業務を行わせることができる

○環境省は、事業計画の認可、立入検査等を行う

○登録機関が複数ある場合には、相互に連携を図る

(第39条の10～26)

動物の適正飼養のための規制の強化

①適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化 第37条

○第37条（要約）

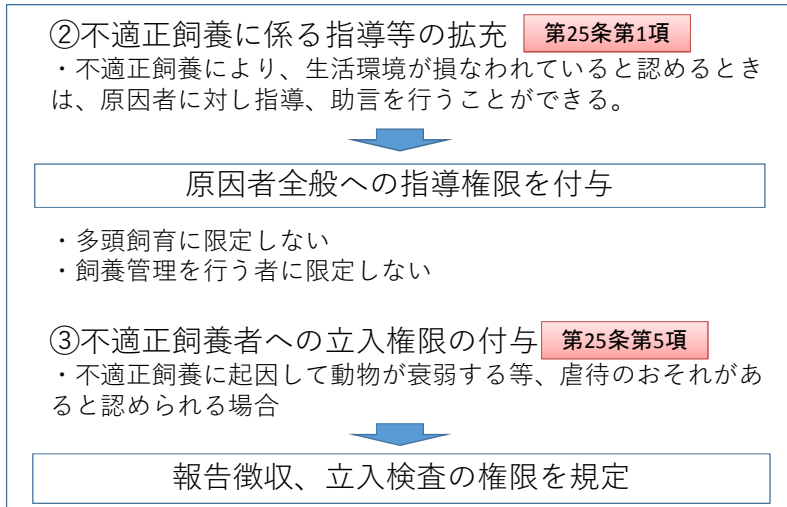
犬又は猫の所有者は、動物がみだりに繁殖し、適正な飼養が困難となるおそれがある場合は、繁殖防止のために生殖を不能にする手術等の措置を**講じなければならない。**

↑努力義務から義務化へ

2019年改正!

動物の適正飼養のための規制の強化

都道府県知事による **指導、助言、報告徴収、立入検査** を規定



都道府県等による犬猫の引取り

犬猫の引取り（第35条）

◆都道府県等が、犬又は猫の引取りをその所有者から求められた場合は、**引取りを行わなければならない**。

昭和48年総理大臣決定→平成18年環境省告示

「犬及び猫の引取り及び負傷動物等の収容に関する措置」

- ・保管動物の処分は、所有者への返還、飼養を希望する者への譲渡し及び殺処分とする。

前回改正で追加

◆ただし、動物取扱業者から引取りを求められた場合や引取りを繰り返し求められた場合などは、**引取りを拒否することができる**。

(引取りを拒否された業者が、万が一その犬猫を遺棄した場合は、法第44条による罰則の対象となる。)

◆都道府県等は、**引き取った犬又は猫の返還及び譲渡に努める義務**。

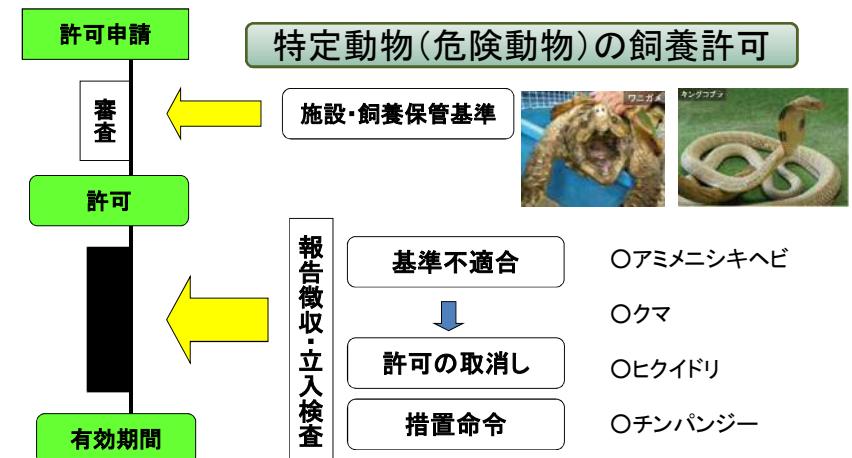
2019年改正!

所有者不明の犬猫の引取拒否事由の追加

(所有者不明の犬猫の引取り) **第35条第1項、第3項**

・都道府県等は、所有者の判明しない犬又は猫の引取りを求められたときは、これを引き取らなければならない。**ただし、周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。**

※下線部が改正により新たに適用される部分



2019年改正!

第25条の2

○特定動物が交雑して生じた動物も、特定動物として扱う
→ 令和2年3月2日から事前申請が可能

○特定動物の愛玩目的での飼養を禁止
(第25条の2、第26条)

動物愛護管理法の主な罰則

主な罰則	
愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者 第44条第1項	5年以下の懲役又は 500万円以下の罰金
愛護動物をみだりに虐待した者 愛護動物を遺棄した者 第44条第2項、3項	1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
無許可で特定動物を飼養保管した者	6ヶ月以下の懲役又は 100万円以下の罰金
無登録で第1種動物取扱業を営んだ者	100万円以下の罰金
無届出で第2種動物取扱業を営んだ者	30万円以下の罰金
不適切な多頭飼育者が措置命令に違反した場合	50万円以下の罰金

赤字は、**2019年改正!**

2019年改正!

その他

① 獣医師による虐待の通報の義務化 第41条の2

○みだりに殺された、傷つけられた、虐待されたと思われる動物を発見した際に、**遅滞なく**都道府県等に通報することを**義務化**

↑ 努力義務から義務化へ

② 関係機関の連携の強化 第41条の4

以下に関する自治体への情報提供、技術的助言等を国の努力義務として追加
 (1) 動物愛護管理担当職員の設置
 (2) 畜産、公衆衛生又は福祉に関する業務の担当部局、民間団体との連携強化
 (3) 地域における犬猫等の動物の適切な管理に関する情報提供、技術的助言

2019年改正!

都道府県等の措置等の拡充

① 動物愛護管理センターの業務を規定 第37条の2

○都道府県等は、動物愛護管理に関する事務を所掌する部局又は施設が、動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにするものとする

※動物愛護管理センターが行う業務

- (1) 動物取扱業の登録、届出、並びに監督
- (2) 動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収、立入検査
- (3) 特定動物の飼養又は保管の許可、監督
- (4) 犬・猫の引取り、譲渡し等
- (5) 動物の愛護及び管理に関する広報その他啓発活動
- (6) その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務

※中核市は(4)～(6)に掲げる業務

② 動物愛護管理担当職員の位置づけの明確化 第37条の3

- (1) 「動物愛護管理担当職員」と規定
- (2) 動物愛護管理担当職員の必置化
- (3) 指定都市及び中核市以外の市町村（特別区を含む。）については、必置ではなく努力規定

③ 動物愛護推進員の委嘱の努力義務化 第38条

都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱するよう**努めるものとする(※)**。

※改正前は「できる規定」

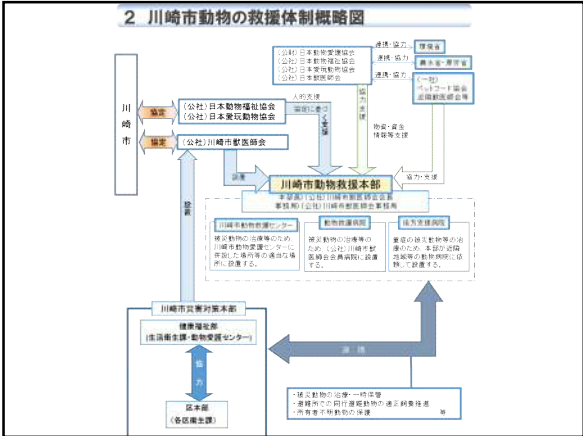
御清聴ありがとうございました

令和元年12月25日

令和元年度第2回かわさき犬・猫愛護ボランティア会議

川崎市の動物救援体制について

川崎市健康福祉局保健所生活衛生課

動物救援本部の役割

川崎市動物救援本部は、動物愛護センター等に設置される動物救護センターの運営や動物救援ボランティアの運営等の中心的役割を果たし、動物救援活動を速やかに行います。

- ① 負傷した犬や猫等の保護収容及び治療
- ② 飼育困難になった動物の一時保管等の相談
- ③ 動物の同行避難が認められた避難所での動物の適正飼養及び健康相談

動物救援ボランティア

(1)登録
登録は本部もしくは動物救護センターで行う。所定の同意事項について説明を行ったうえで、同意できる場合は、本人の署名をもって、ボランティア登録とし、ボランティア証を交付する。

(2)活動
主に動物救護センターで責任者の指示のもと、作業を行う。

動物救援本部立上げ訓練

○実施日：令和元年8月9日(金)

○会場：川崎市動物愛護センター

○訓練参加者

- ・公益社団法人川崎市獣医師会理事・事務局
- ・健康福祉局保健所生活衛生課職員
- ・健康福祉局保健所動物愛護センター職員
- ・平和会ペットメモリアル
- ・中原区役所衛生課、危機管理担当職員
- ・総務企画局危機管理監





机上訓練(マニュアルの内容確認)



災害時動物救援基金口座



動物収容手続き説明



災害用備蓄倉庫(ケージ)



飼料庫



備蓄品等の確認



防災用自家発電装置



手術室

台風第19号への対応

令和元年10月18日、川崎市動物救援本部を設置し、公益社団法人川崎市獣医師会の会員の動物病院等で被災ペットの一時預り支援を開始した。

○対象

台風19号により自宅の被害を受けた市内在住の方

○相談窓口

川崎市動物救援本部(公益社団法人川崎市獣医師会)

○動物救護施設

公益社団法人川崎市獣医師会会員動物病院

川崎市動物愛護センターANIMAMALLかわさき

被災ペット一時預り実績

○中原区 2件 犬2頭

獣医師会動物病院で一時預り

→飼い主に返還

○高津区 2件 犬4頭

・犬3頭を獣医師会動物病院で2週間一時預り

→2週間後、動物救護センター(動物愛護センター内)

へ移送、現在預り中

・犬1頭を獣医師会動物病院で一時預り中

→年明け、動物救護センターへ移送予定

かわさき犬・猫愛護ボランティア登録状況について

1 第11期かわさき犬・猫愛護ボランティアについて

(1) 活動期間 令和元年11月1日～令和3年10月31日（2年間）

(2) 各区内訳（人数）

区名	継続	新規	合計
川崎	11	10	21
幸	8	13	21
中原	10	22	32
高津	12	9	21
宮前	11	11	22
多摩	12	6	18
麻生	4	9	13
合計	68	80	148

2 業務支援ボランティアの種類と各人数(暫定) (12月25日現在)

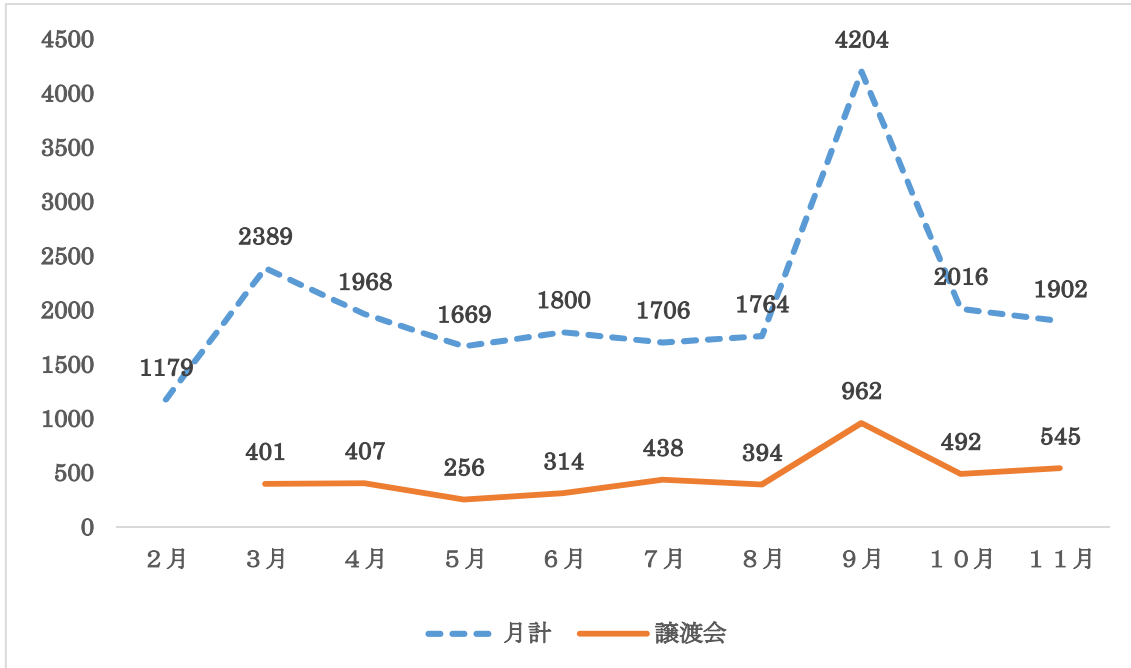
いのち・MIRAI教室等支援ボランティア	16人
啓発物作成ボランティア	8人
成猫飼養管理支援ボランティア	30人
子猫飼養管理支援ボランティア	11人
成犬飼養管理支援ボランティア	32人
譲渡会運営支援ボランティア	22人
植栽等清掃支援ボランティア	2人
合計	121人

3 かわさき犬・猫愛護ボランティアに係る講習等スケジュール

講習会・研修会等	開催日
第11期かわさき犬・猫愛護ボランティア講習会	令和元年10月17日(木)
いのち・MIRAI教室等支援ボランティア意見交換会	令和元年11月13日(水)
適正飼養キャンペーン(センター周辺の清掃・チラシ配布)(雨のため中止)	令和元年11月27日(水)・28日(木)
業務支援ボランティア共通基礎研修	令和元年11月26日(火)・ 12月4日(水)・8日(日)・18日(水)
ノーズワーク	令和元年12月5日(木)・12日(木)
成猫飼養管理支援ボランティア研修	令和元年12月19日(木) 令和2年1月9日(木)
譲渡会運営支援ボランティア研修	令和2年1月12日(日)
業務支援ボランティア個別面談	令和2年1月下旬～2月上旬
業務支援ボランティア合否連絡	令和2年2月中旬～
業務支援ボランティア個別研修	令和2年2月下旬～

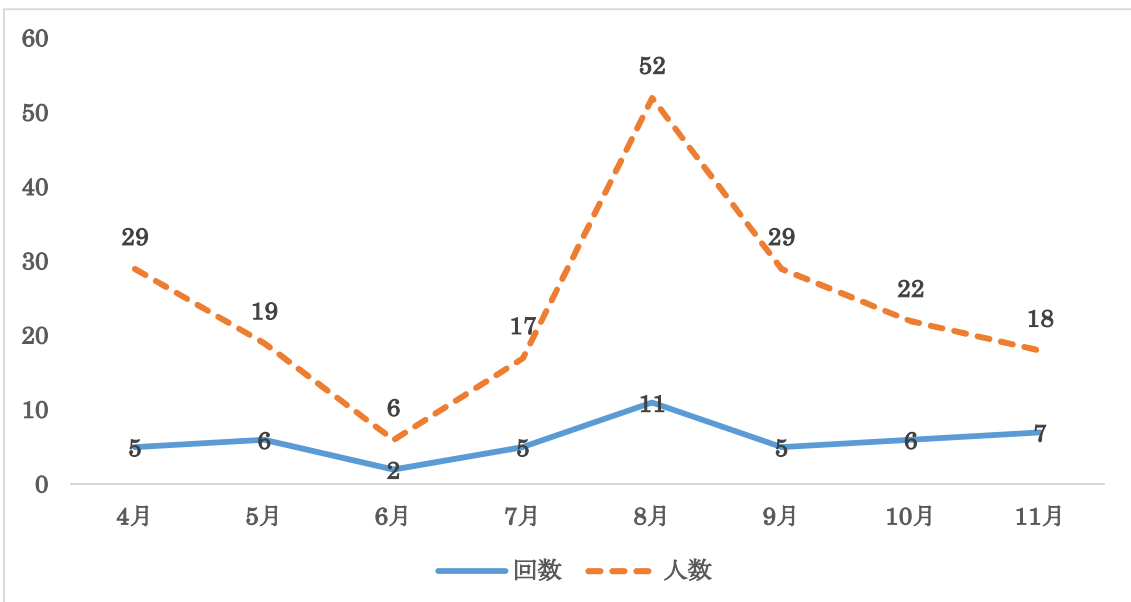
ANIMAMALL かわさきの利用状況等について

1 来場者数について



- ※ 2月から11月までの来場者数：20,597人
- ※ 1日あたり平均で平日約65人、日曜日約262人の来場者
- ※ 旧センターでの年間来場者数は、約2,300人
- ※ 新センター開設に向けた年間想定来場者数は、約7,000人

2 バックヤードツアーについて



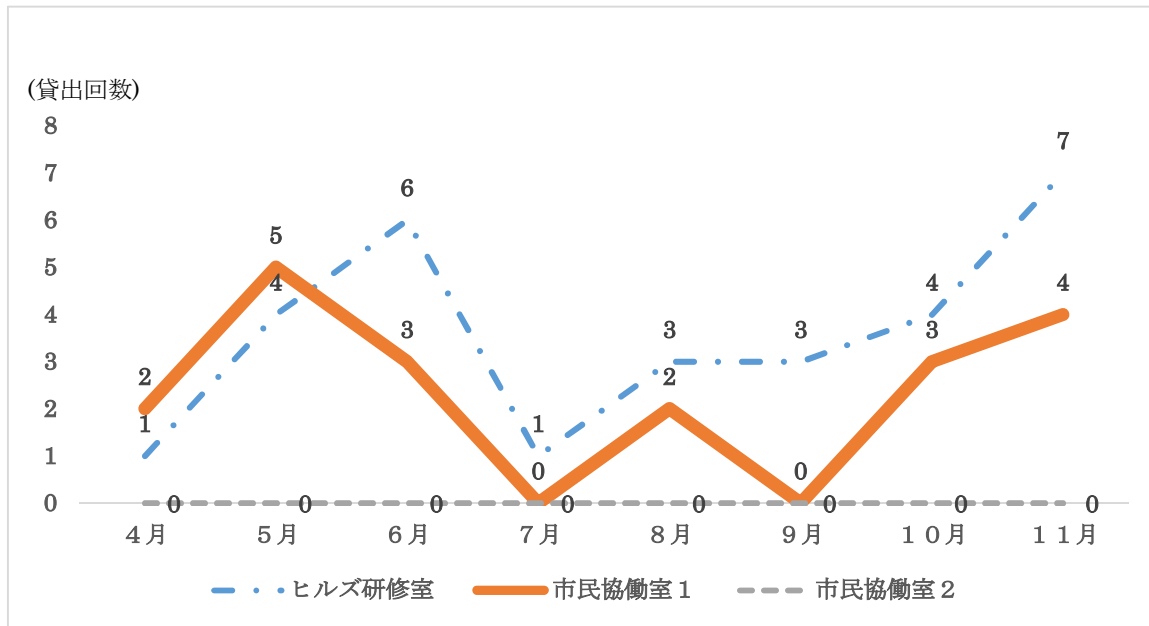
- ※ 原則、毎週日曜日・水曜日
- ※ 11時～、14時～、15時～に実施（45分～1時間）
- ※ 本年4月から11月までに延べ47回、192人に対して実施

3 施設貸出について

- ・ヒルズ研修室（定員108名）
- ・市民協働室1（定員18名）
- ・市民協働室2（定員6名）

貸出対象

- ・登録団体（市内でボランティア活動等、市民活動や公益性のある活動を主たる目的として活動する団体） ※現在5団体



※ 市民協働室2は、講師控室としての利用実績あり

かわさき犬・猫愛護ボランティア
令和元年～令和2年スケジュール

資料 5

令和元年12月25日

	主なイベント等
令和元年 12月	令和元年第2回ボランティア会議
令和2年 1月	動物愛護センター業務支援ボランティア面接
2月	動物愛護センター業務支援ボランティア個別研修（～3月まで）
3月	
4月	
5月	
6月	
7月	令和2年度第1回ボランティア会議
8月	
9月	9月20日（日）～9月26日（土） 動物愛護週間 動物愛護フェアかわさき2020 動物慰霊祭
10月	
11月	適正飼養キャンペーン
12月	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和2年第2回ボランティア会議は下半期に開催予定 ● ボラカフェは、偶数月の第2木曜日15時から、動物愛護センター市民協働室1で開催。

スケジュールにつきましては、変更になる可能性があります。

全国200万人加入

平成31年度

ボランティア活動保険

(<http://www.fukushihoken.co.jp>)

ふくしの保険 検索

ボランティア活動中の
さまざまな事故による「ケガ」や
「損害賠償責任」を補償します
さらに後遺障害もフルカバー^(※)
なので安心!

(※)後遺障害保険金は、後遺障害等級1級から14級までの
すべてがお支払いの対象になります。



社会福祉法人 全国社会福祉協議会

[本制度の契約形態]
本制度は、ボランティア個人またはボランティアグループなどが加入申込人(加入対象者)となり、ボランティア個人を被保険者(保険の補償を受けられる方)として全国社会福祉協議会が一括して損害保険会社と締結する団体契約です。

加入申込人(加入対象者) (ご加入いただける方)

社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア、ボランティアグループ、団体
(※)登録されている団体とは、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体、その他地域福祉活動の推進に取り組む団体です。なお、登録の方法は最寄りの社会福祉協議会までお問い合わせください。
(※)営利企業名(株式会社・有限会社等)による加入も可能ですが、企業の営利事業の一環として行う活動は対象外となりますので、ご注意ください。

被保険者 (保険の補償を受けられる方・ご加入者)

(ケガの補償): ボランティア個人
(賠償責任の補償): ボランティア個人、ボランティアの監督義務者^(※1)、NPO法人^(※2)
(※1) ボランティアがお子さまなどの未成年者で責任能力がない場合には、監督義務者が法律上の損害賠償責任を負われる場合があるため、被保険者としています。
(※2) ボランティアがNPO法人に所属している場合、ボランティア活動中の事故により、NPO法人が法律上の損害賠償責任を負われる場合があるため、被保険者としています。

対象となるボランティア活動

日本国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で、次の①から③までのいずれかに該当する活動とします。

- ①グループの会則に則り企画、立案された活動であること。
(グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。)
- ②社会福祉協議会に届け出た活動であること。
- ③社会福祉協議会に委嘱された活動であること。

※ボランティア活動のための学習会または会議などを含みます。
※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。(自宅以外から出発する場合は、その場所と活動場所への往復途上となります。)

対象とならないボランティア活動

- ◎自発的な意思による活動とは考え難いもの
 - (例) ●学校管理下にある先生、生徒のボランティア活動
 - 道路交通違反者による行政処分としてのボランティア活動
 - 免許、資格、単位取得やインターンシップを目的としたボランティア活動
 - ◎PTA、自治会、町内会、老人クラブなどボランティア活動以外の目的でつくられた団体・グループが行う組織運営や団体構成員の親睦のための活動
 - (例) ●自治会などの総会、懇親会、レクリエーション活動
 - ◎有償のボランティア活動(交通費、昼食代、活動のための原材料費などの実費の支給については無償とみなします。)
 - (例) ●報酬が時給・日給・月給などで支払われる場合
 - ▶ ボランティア団体・グループで有償のボランティア活動(福祉サービス)をされる場合は「福祉サービス総合補償」をご利用ください。
 - ◎自宅でを行う活動
 - ただし、日常生活と明確に区別でき、かつ活動計画書などによって活動予定や内容が事前に確認できる場合は対象になります。
 - ◎企業等の営利事業の一環として行う活動や、業務出張等を含む業務として行うボランティア活動
 - ◎保険上対象外となっているボランティア活動
 - (例) ●海難救助または山岳救助ボランティア活動
 - 銃器を使用する書獃駆除ボランティア活動
 - 野焼き・山焼きを行うまたはチェーンソーを使用する森林ボランティア活動
- ※スポーツ活動などにおいて、試合や練習に競技者として参加する場合は対象になりません。(ただし、スポーツを教える活動や福祉目的でスポーツを見せる活動などの場合は対象になります。詳しくは最寄りの社会福祉協議会までお問い合わせください。)

補償内容

ボランティアがボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合や、偶然な事故により他人にケガを負わせたり、他人の物^(※1)をこわしたことにより法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。
◆ボランティア自身の食中毒(0-157など)や特定感染症^(※2)も補償します。
◆熱中症(日射病や熱射病)も基本タイプで補償の対象となります。
◆天災タイプでは、基本タイプにおける補償に加え、天災(地震、噴火または津波)によるケガも補償します。(賠償責任の補償は基本タイプと同じです。)
◆台風などの風水害によるケガは、基本タイプでも補償されます。
(※1) ボランティア活動に伴って占有、使用または管理する保管物を含みます。
(※2) 特定感染症とは、感染症予防法に定める1類・2類・3類感染症をいいます。
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡(天然痘)、南米出血熱、バネト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ツツアリ、SARS、鳥インフルエンザ(H5N1およびH7N9型)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(0-157など)、腸チフス、バラチフス、MERS
(平成30年11月現在)
なお、特定感染症の補償については、死亡保険金は対象外となりますが、葬祭費用(300万円限度)をお支払いします。

補償期間（保険期間）

平成31年4月1日午前0時から平成32年3月31日午後12時までとなります。
中途加入の場合は、加入申込手続き完了日の翌日午前0時から平成32年3月31日午後12時までとなります。

保険金をお支払いする主な場合

(1)ケガの補償



清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。



ボランティア活動に向かう途中、交通事故にあつて亡くなられた。



活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。

(2)賠償責任の補償



入浴ボランティア活動中、誤ってお年寄りにケガを負わした。



家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花びんを落としてこわした。



自転車ボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガを負わせた。

保険金をお支払いできない主な場合

(1)ケガの補償

- ①故意または重大な過失
- ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③脳疾患、疾病または心神喪失
- ④無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- ⑤地震、噴火または津波（ただし、天災タイプご加入の場合は補償の対象となります。）
- ⑥核燃料物質の有害な特性などによるケガ
- ⑦頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^(※)のないもの
- ⑧ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山など危険な運動を行っている間の事故
- ⑨職業または職務に従事している間の事故 など

(※)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

(2)賠償責任の補償

- ①故意
- ②地震、噴火または津波による事故
- ③核燃料物質の有害な特性などによる事故
- ④心神喪失に起因する事故
- ⑤航空機、自動車または銃器の所有、使用または管理に起因する事故
- ⑥被保険者の職業上の職務遂行に直接起因する事故
- ⑦人または動物に対する診療、治療、看護、疾病の予防、救急救命処置または死体の検案に起因する事故
- ⑧医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示に起因する事故
- ⑨専門職業人資格に基づいて行う施術に起因する事故 など

※自動車による事故は、加入者自身のケガのみが対象となり、対人・対物事故などの賠償責任については対象となりません。（自動車保険でのお支払いとなります。）
※自動車とは、道路交通法ならびに道路運送車両法に定義されているものをい、ブルドーザー、パワーショベル、ユボ、フォークリフト、クレーン車などを含みます。

加入申込手続き

①所定の「加入申込書」に必要な事項をご記入・ご署名（フルネーム）またはご捺印のうえ、保険料を添えて、最寄りの社会福祉協議会にご提出ください。既作成の名簿がある場合は、「加入申込書」に名簿コピーを添付してください。（名簿の書式は問いませんが、個々の加入者氏名と加入プランを明記してください。）

※法人の場合は必ず法人印をご捺印ください。

※必ずアンケートの「重要事項等説明書」を確認し、「個人情報の取扱について」に同意したうえでお申込みください。また、20以上の加入者がいないこともご確認ください。

②社会福祉協議会がその内容を確認、受付印を押印し、保険料を受領することによって加入申込手続きの完了とします。

③「加入申込書」の2枚目に社会福祉協議会の確認印が捺印されたものが「加入証」となります。大切に保管してください。

補償金額（保険金額）

保険金の種類	プラン	Aプラン	Bプラン
死亡保険金		1,040万円	1,400万円
後遺障害保険金		1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)
入院保険金	入院日額	6,500円	10,000円
手術 保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円
	外来の手術	32,500円	50,000円
通院保険金	入院日額	4,000円	6,000円
特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の 各保険金額に同じ		
葬祭費用保険金 (特定感染症)		300万円 (限度額)	
賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円 (限度額)	

お支払いする保険金の内容

保険金の種類	補償内容
死亡保険金	ボランティア活動中の事故（以下「事故」といいます。）によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡保険金額の金額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 〔死亡保険金の額＝死亡保険金額の金額〕
後遺障害保険金	〔後遺障害保険金の支払割合算定に関する特約条項〕 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡保険金額の2%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡保険金額を限度とします。 〔後遺障害保険金の額＝死亡保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（2%～100%）〕 後遺障害等級 1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級 10級 11級 12級 13級 14級 支払割合 100% 89% 78% 68% 59% 50% 42% 32% 23% 13% 10% 7.5% 5% 3.5% 2%
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 〔入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数（事故の発生の日から180日以内）〕
手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内のケガの治療のために病院または診療所において、以下(※1)または(※2)のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎり、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞手術保険金の額＝入院保険金日額×70〔倍〕 ＜外来で受けた手術の場合＞手術保険金の額＝入院保険金日額×5〔倍〕 〔※1〕以下の手術は対象となりません。 創傷縫合、皮膚切開術、デブリドマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および補助術、投薬手術 〔※2〕先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎり、 〔※3〕先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎり、 〔※4〕先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎり、
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 〔通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数（事故の発生の日から180日以内の90日限度）〕 〔注1〕通院されない場合であっても、骨折、脱臼、筋断損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、腕骨、長骨管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数に含めてお支払いします。 〔注2〕通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。
特定感染症の補償について	〔特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約条項〕 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する「一類感染症」、「二類感染症」および「三類感染症」を発症された場合にも、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金をお支払いします。ただし、後遺障害保険金の支払は発症された日からその日を含めて180日以内の期間とします。通院は発症された日からその日を含めて180日以内の通院日数が支払の対象となり、通院日数90日が限度となります。また、発症された日からその日を含めて180日以内に亡くなられたときは、300万円を限度として葬祭費用の実額を葬祭費用保険金としてお支払いします。
賠償責任保険金	日本国内において、ボランティア活動に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、人格権を侵害してしまつたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負つた場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（免責金額はありません。）ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。

保険料（1名あたり）^(団体割引20%適用済) 過去の損害率による割引適用

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ		350円	510円
天災タイプ ^(※) (基本タイプ+地震・噴火・津波)		500円	710円

(※)天災タイプでは、天災（地震、噴火または津波）に起因する被保険者自身のケガを補償します（天災危険担保特約条項）が賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

◆補償期間（保険期間）の中で加入される場合も上記の保険料となります。なお、中途脱退による保険料の返れはありません。

◆途中でボランティアの入替や、ご加入プラン・タイプの変更はできません。

◆ご加入は、お1人につきいずれか1口となります。

◆複数口加入の場合でも補償は1口のみとなります。

加入申込人は20以上加入される被保険者がいないことを確認のうえ、お申し込みください。

◆ボランティア活動保険普通保険約款／人格権侵害担保特約条項（賠償責任担保条項）／天災危険担保特約条項／細菌性食中毒およびウィルス性食中毒担保特約条項／特定非営利活動法人担保特約条項／熱中症危険担保特約条項／ボランティア活動保険追加特約（社会福祉法人全国社会福祉協議会）／後遺障害保険金の支払割合変更に関する特約条項／特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約条項／共同保険に関する特約条項

用語のご説明

用語	内容
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の補償については、保険期間中に変更となる可能性があります。詳しくは厚生労働省ホームページを「検索」してください。（ http://www.mhlw.go.jp/topics/kujukyu/isei/sensinryo/kskan.html ）
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に向い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等だけのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

ケガの補償および活動従事者個人の賠償責任 ご加入に際して、特にご注意ください(注)と(注意事項)のご説明

1. クーリングオフ
この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知事項)
●保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。
△告知事項
●加入申込書等および付属書類の記載事項すべて
●保険契約締結後、告知事項に関する重要な事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
●告知事項を正確に申告しない場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)
●保険契約後、告知事項に変更が発生する場合、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。なお、被保険者の入替はできません。また、中途解約による解約返戻金もありませんので、ご注意ください。
●次のような場合には、あらかじめ取扱代理店までご連絡ください。加入申込書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合があります。加入申込書等に記載された事実の内容と異なる事実が生じることが発生した場合、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店にご通知ください。その事実の発生が被保険者の発生した原因とならない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店にご通知が必要となります。

△重大事由による解除等
●保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会勢力に該当すると認められた場合は、保険金をお支払いできないこととなり、契約が解除されることがあります。
△他の身体障害または疾病の影響
●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものと見做す賠償金をお支払いします。

4. 責任開始期
保険責任は保険期間初日の午後0時に始まります。

5. 事故が起きた場合の取扱い
●事故が発生した場合は、たちまち損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
●被保険者が法律上の賠償責任を負担された事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜に連絡を必ずお求めください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
●保険金の請求にあたっては、①に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、社稟票 など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、キーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③ 傷害の程度、保険の対象の箇所、損害の額、補償の範囲、復旧の程度等の確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診察録(写)、検案書(写)、病歴書(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、賠償補償規定など ②他人の証明書の提出に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、関関(写)、被害届詳細書、責負補償契約書(写)、売上高時営業状況を示す帳簿(写) など
④ 保険の対象であることが確認できる書類	死亡契約書(写)、保証書 など
⑤ 公の機関や関係先等への調音のために必要となる書類	同意書 など

【ご加入内容確認事項】
本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく前に特別に重要事項を詳しくご記入いただいていること等をお客さま自身に確認していただくためのものです。なお、ご確認にあたって不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまの意向に沿っているかをご確認ください。
 □補償の内容(保険金の補償、セットされる特約) : 保険料、保険料払込方法
 □保険金額 : 満期返戻金、契約者配当金がないこと
 □保険期間
2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。
 以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりするために必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください)。
 □「パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
 □「お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意事項)の記載事項」をご確認いただきましたか。
 □特に「注意事項情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」はお客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

●指定紛争解決機関
損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づき金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施趣本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
 一般社団法人日本損害保険協会 ほうほADセンター(ナビダイヤル) 0670-022808 <通話料有料>
 受付時間: 平日の午前9時15分から午後8時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)
 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。http://www.sjnpd.or.jp
 ●取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結していただく契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものになります。
 ●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載されています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(https://www.sjnk.co.jp)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。
 ●不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
 ●加入証(加入申込書と被保険者)は大切に保管してください。

事故が起これば

ただちに、加入申込手続きを行った社会福祉協議会に、次の事項をご連絡ください。
 ①ボランティアの氏名、住所、連絡先 ②事故発生の日時、場所 ③事故の原因、状況
 ④ケガの程度、病院名(傷害事故) ⑤相手の氏名、住所、連絡先、ケガまたは損害の程度(賠償事故)
 ※事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。
 ※賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

ボランティア活動前後にチェックしましょう。

すべてに☑が入ることを目指しましょう。

【活動に行く前のチェック】

□活動内容、活動場所の詳細を確認した。 □自宅から活動場所までの所要時間を確認した。
 □自分でできること、できないことの分析はしてある。 □体調は万全(普段通り)だ。

【持ち物・服装のチェック】

(用意しましょう)
運動靴 軍手 帽子 タオル ハンカチ ティッシュペーパー 雨具
着替え 筆記用具 水筒(飲み物) 救急セット 身分証明書 携帯電話
 (必要に応じて用意しましょう。)
懐中電灯 携帯ラジオ ヘルメット 鉄製のインソール

【活動開始前・活動中の注意】

□責任者からの注意事項の説明を受けた。 □緊急時の避難場所、避難ルートを確認した。
 □段差や障害物になり得るもの場所を確認した。 □休憩時間を確認した。(適宜取得可能が望ましい。)
 □準備運動をした。

【活動後】

□後片付けをした。
 □活動を通じてヒヤリとしたこと、ハットしたことメモをとった。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載されています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(https://www.sjnk.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。
 ●この保険契約は、次の保険会社が共同で引受ける共同保険契約であり、幹事保険会社は、他の引受保険会社の代理・代行して保険金の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
 【引受保険会社】(幹事会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 85% (非幹事会社) 東京海上日動火災保険株式会社 15%

お問い合わせは **団体契約者**

取扱代理店 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**
 総務部
 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL 03-3581-7851

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013
 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763
 <受付時間:平日の9:30~17:30 (土日・祝日、12/29~1/3を除きます。)>

引受損害保険会社 (幹事保険会社)
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
 医療・福祉開発部第二課
 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 TEL 03-3349-5137 FAX 03-6388-0154
 <受付時間:平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)>
 (非幹事会社) 東京海上日動火災保険株式会社